

第 72 期 決 算 公 告

2025年6月24日

神奈川県横浜市中区本牧ふ頭 1
常盤海運株式会社
代表取締役 野澤 加代子

貸 借 対 照 表
(2025年 3 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流 動 資 産	1, 610, 289	流 動 負 債	218, 580
現 金 及 び 預 金	81, 274	買 掛 金	56, 458
売 掛 金	157, 706	未 払 金	47, 577
前 払 費 用	4, 726	未 払 費 用	60, 646
未 収 入 金	29, 442	未 払 法 人 税 等	34, 034
預 け 金	1, 331, 276	未 払 消 費 税 等	16, 902
そ の 他	5, 863	前 受 金	748
		預 り 金	2, 214
固 定 資 産	42, 094	固 定 負 債	53, 958
有 形 固 定 資 産	564	退 職 給 付 引 当 金	53, 958
建 物	0		
車 両 運 搬 具	0	負 債 合 計	272, 539
工 具、器 具 及 び 備 品	564	【純資産の部】	
無 形 固 定 資 産	648	株 主 資 本	1, 379, 845
その他	648	資 本 金	75, 000
投 資 そ の 他 の 資 産	40, 882	利 益 剰 余 金	1, 304, 845
長 期 前 払 費 用	165	利 益 準 備 金	18, 750
繰 延 税 金 資 産	36, 292	そ の 他 利 益 剰 余 金	1, 286, 095
差 入 保 証 金	213	繰 越 利 益 剰 余 金	1, 286, 095
そ の 他	4, 210		
		純 資 産 合 計	1, 379, 845
資 産 合 計	1, 652, 384	負 債 純 資 産 合 計	1, 652, 384

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 自 2024年 4 月 1 日
至 2025年 3 月 31 日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1, 735, 466
売 上 原 価		1, 403, 009
売 上 総 利 益		332, 456
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		118, 455
営 業 利 益		214, 001
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	980	
受 取 配 当 金	321	
そ の 他	2, 147	3, 449
営 業 外 費 用		
そ の 他	25	25
経 常 利 益		217, 425
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1, 069	1, 069
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
そ の 他		0
税 引 前 当 期 純 利 益		218, 495
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	75, 748	
法 人 税 等 調 整 額	▲ 323	75, 425
当 期 純 利 益		143, 070

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

2025年6月24日

計算書類は「会社計算規則」(平成18年2月7日 法務省令第13号)に基づいて作成しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法に基づく原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	期末決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	移動平均法に基づく原価法

(2) 棚卸資産

移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

期末債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能額を計上することとしております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

4. 収益認識の基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:取引価格を契約における個別の履行義務へ配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時点で(又は充足するにつれて)収益を認識する。

当社は、顧客の要望に合わせて港湾運送事業の物流サービスを提供しており、顧客との契約に当たっては、契約が備えるべき特性の存在及び経済的実質が契約へ反映されている事を認識するとともに、当該契約の下で顧客への移転することを約定した財又はサービスの認識を行い、個別に会計処理される履行義務を識別しています。

取引価格の算定においては、顧客へ約束した財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定しております。なお、顧客との契約には重要な金融要素は含まれておりません。

当社では取引価格を各履行義務へ配分する必要がある契約を有しておりますが、将来、配分の必要性のある契約が締結された場合には、各履行義務を構成する財又はサービスを独立販売価格の比率で配分し収益の認識を行ないます。

収益認識は、履行義務が要件を満たす場合に限り、その基準となる財又はサービスの支配を一時点又は一定期間にわたり認識しております。

(その他の注記)

1. 追加情報

有形固定資産の減価償却累計額	98,826 千円
----------------	-----------